



▲道徳のまち
さってロゴ

幸手市小・中学校道徳期間

～11月1日(土)から19日(水)まで～

問合せ 学校教育課 ☎(43)1111 内線635

幸手市教育委員会では、「道徳のまち さって」「あいさつのまち さって」を合言葉に、道徳教育の充実に努めています。

その一環として、毎年11月1日～19日を「幸手市小・中学校道徳期間」と定め、学校、家庭、地域が一体となって児童生徒の道徳性を高める教育活動を展開しています。

児童生徒が授業の中で学んだことを家庭で話題にしたり、道徳科の教科書や、市の教材「幸手市郷土資料 道徳のまちさって」、県の教材「彩の国の道徳」、「家庭用 彩の国の道徳」など読んだりして、ご家庭でも、ぜひ、この機会に「道徳」について考えてみてください。

日々の何気ない「おはよう」「こんにちは」が、まち全体を温かく包みます。

あいさつが溢れる幸手市を市民のみなさんの手で築いていきましょう



幸手市郷土資料

「みないふり していた わたしと さようなら」

令和6年度いじめ防止標語最優秀賞作品

問合せ 学校教育課 ☎(43)1111 内線635

■幸手市いじめ防止強化期間 ～11月1日(土)から15日(土)まで～

いじめ問題の根絶に集中的に取り組むため、市内全小、中学校において、いじめ防止について高い意識を持ち、理解を深めていきます。「いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である」と理解し、いじめ防止、根絶を目指します。

幸手市教育委員会は、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるという高い危機意識をもって、今後も各学校への指導を充実してまいります。

■いじめ相談窓口

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されません。いじめを受けたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談、通報してください。

相談窓口など	連絡先	受付時間
彩の国 よりそうみんなの 電話、メール教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	18歳以下の子供用(無料) ☎ #7300、☎ 0120(86)3192 保護者用 ☎ 048(556)0874 ✉ soudan@spec.ed.jp	毎日24時間(年中無休) ※メールによる相談の返信は、 平日の9:00～17:00に行っています。
社会福祉法人 埼玉いのちの電話	☎ 048(645)4343	毎日24時間(年中無休)
特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン	18歳以下の子供用(無料) ☎ 0120(99)7777 オンラインチャット https://childline.or.jp/ 子ども用 ☎ 048(861)1152 保護者など用 ☎ 048(865)4152	毎日16:00～21:00(年中無休) ※オンラインチャットは、火～土、 第1、3月曜16:00～21:00)
埼玉県警察 少年サポートセンター	☎ 048(822)7007	平日8:30～17:15 ※土曜・日曜・祝日、年末年始は除く。
子どもスマイルネット	☎ 048(822)7007	毎日10:30～18:00 ※祝日、年末年始除く。
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉 センター)	☎ 048(723)1447	平日9:00～17:00 ※土曜・日曜・祝日、年末年始は除く。
こどもの人権110番 (さいたま地方法務局)	☎ 0120(007)110	平日8:30～17:15 ※土曜・日曜・祝日、年末年始は除く。

■いじめ通報窓口(埼玉県教育委員会)

小、中、高校生の「いじめ」に関する通報は、右記QRコードから。

※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校は送信者がわからないように調査、対応します。



11月は 乳幼児突然死症候群(SIDS)の 対策強化月間です



こども家庭庁では、12月以降の冬期に発症しやすい傾向があることから毎年11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心を喚起するため、発症率を低くするポイントなどの重点的な普及啓発活動を実施しています。

■SIDSとは

それまで大きな異常の兆しがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまう原因不明の病気で、窒息などの事故とは異なります。生後2ヵ月から6ヵ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。

令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位となっています。

■SIDS予防の3つのポイント

(1) 1歳になるまでは「あおむけ」に寝かせましょう

うつぶせ、あおむけのどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。SIDSの直接の原因ではありませんが、**赤ちゃんが寝るマットレスなどは柔らかすぎない、枕やぬいぐるみを置かない、掛け布団を使用せず服装で温度調整する**など、睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息事故も防ぐことができます。

(2) できるだけ母乳で育てましょう

母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことがわかっています。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

(3) たばこはやめましょう

乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。SIDS以外にも、妊娠中の喫煙には①早産や低出生体重、②赤ちゃんの発育・発達の遅れ、③胎盤早期剥離など出産時のトラブルを引き起こすリスクがあります。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんの周囲での喫煙はやめましょう。

これらのことはいずれもSIDSの直接の原因ではありません。子育てに関し必要以上に不安を抱くことは避けましょう。3つのポイントを参考に、日頃の子育てを再確認していただき、あとはおらかな気持ちで子育てをしましょう。何かあればいつでもご連絡ください。

■相談先

こども支援課 こども家庭センター ☎(42)8457